

### 第3 自然環境の保全に関する事項

#### I 植栽計画等

1. 造成後の緑化について、開発区域及びその周辺の地域における植生をも考慮して植栽計画をたてること。
2. 植栽計画は、現存植生、潜在自然植生、景観上の効果等を考え合わせたものとする。

#### II 樹木の保存、表土の保全

##### 1. 樹木の保存

- (1) 開発面積10,000㎡以上にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発区域の植物の生育の確保上必要な樹林を保存すること。保存の対象となる樹木は高さが10m以上の健全な樹木又は高さが5m以上で、その面積が300㎡以上の健全な樹木の集団とする。
- (2) 保存の対象となる樹木は、その存する土地を公園又は緑地として配置すること等による保存の措置を講じること。
- (3) 樹木の保存にあつては、下記の点に留意すること。
  - ① 残地森林をできる限り多くすること。
  - ② 森林の形状を奥行きのあるものにする。
  - ③ 周辺に自然がある場合、これに接続させること。
  - ④ 既存鳥類（森林生鳥類等）の棲息地を確保するため、広葉樹林や多様な樹種の生息する部分をできる限り残すこと。
  - ⑤ 大径木、老木はできる限り残すこと。
  - ⑥ 開発区域内で確認された貴重な群落種は、できる限り保全すること。
  - ⑦ 開発区域内で確認された貴重な動物については、できる限り保全すること。
- (4) 次に掲げる事項と保存の対象となる樹木又は樹木の集団の位置等を勘案してやむを得ないと認められた場合は、保存の措置を講じないことができる。
  - ① 開発区域の規模、形状及び周辺の状況
  - ② 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質
  - ③ 予定建築物等の用途
  - ④ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

##### 2. 表土の保全

- (1) 高さが1mを超える切土、又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土をする土地の面積が1,000㎡以上である場合の表土は保全の措置を講じること。